

◎ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文 (傍線の部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。 (削除) (削除) (略) (削除)</p>	<p>第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。 目次中「第二十九条」を「第二十九条の三」に改める。 第六条中「並びに第二百五条第一項及び第四項」を、「第二百五条第一項及び第四項並びに第百八条の二の三」に改める。 (略) 第二十七条の五の次に次の一条を加える。 (老齡基礎年金の額の加算に係る特例) 第二十七条の六 老齡基礎年金の受給権者が、被保険者及び被保険者であつた者の所得の分布状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、老齡基礎年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。 2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分(当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分)の当該請求に係る老齡基礎年金の額は、第二十七条及び次条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に特例老齡加算額(次に掲げる額)その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるも</p>

のとする。)を合算した額をいう。)を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

一 七万二千円に改定率を乗じて得た額

二 第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に、保険料免除期間(第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。)の月数の六分の一(保険料四分の一免除期間にあつては、当該期間の月数の八分の一)に相当する月数を合算した月数(当該合算した月数と第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数(四百八十を限度とする。以下この号において同じ。))とを合算した月数が四百八十を超えるときは、四百八十から当該各号に掲げる月数を合算した月数を控除した月数を限度とする。)を四百八十で除して得た数を乗じて得た額

3 前項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金は、その受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき(第一号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)は、その該当する期間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

第三章第二節中第二十九条の次に次の二条を加える。

(高額所得による支給停止)

第二十九条の二 老齢基礎年金は、その受給権者の前年の所得が調整開始所得額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで、当該老齢基礎年金の額の二分の一に相当する額に調整停止率を乗じて

(削除)

得た額に相当する部分の支給を停止する。

2| 前項の調整停止率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（当該率が一を上回るときは、一）とする。

1| 受給権者の前年の所得から前項の調整開始所得額を控除して得た額

2| 調整上限所得額から前項の調整開始所得額を控除して得た額

3| 第一項の調整開始所得額は、被保険者の所得の分布状況その他の事情を勘案して高齢者の平均的な所得に比して高額な所得に相当する所得として政令で定める額とする。

4| 第二項第二号の調整上限所得額は、被保険者の所得の分布状況その他の事情を勘案して高齢者の平均的な所得に比して著しく高額な所得に相当する所得として政令で定める額とする。

5| 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

6| 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢基礎年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条の三 受給権者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の申出をすることができ、この場合において、その該当することとなつた日の属する月から翌年の七月までの老齢基礎年金については、同日の属する年の前年又は前々年における当該受給権者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

1| 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定める

その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた場合

二 離職、休業、廃業その他厚生労働省令で定める事由により、当該年の所得が前条第三項に規定する調整開始所得額を下回ると見込まれる場合

2 前項の規定により前条第一項の規定による老齢基礎年金の支給の停止が行われなかった場合において、当該受給権者の前項各号に掲げる場合に該当することとなった日の属する年の所得が同条第三項に規定する調整開始所得額を超えるときは、当該受給権者に支給する老齢基礎年金で前項に規定する期間に係るものは、当該受給権者が同項各号に該当することとなった日の属する月に遡つて、同条第一項の規定の例により、その一部の支給を停止する。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（障害基礎年金の額の加算に係る特例）

第三十三条の三 障害基礎年金の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害基礎年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるものは、障害基礎年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求の

（削除）

あつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分)の当該請求に係る障害基礎年金の額は、前二条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に特例障害加算額を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 前項に規定する特例障害加算額は、七万二千円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

4 障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害基礎年金に係る第二項に規定する特例障害加算額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

5 第二項の規定によりその額が加算された障害基礎年金は、その受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき(第一号及び第二号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)は、その該当する期間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

二 少年院その他これに準ずる施設に收容されているとき。

三 日本国内に住所を有しないとき。

6 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第三十六条の三第一項中「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

(削除)

(略)
(削除)

に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）を「扶養親族等」に改める。

第三十六条の四第一項中「がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの第三十条の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない」を「は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その損害を受けた旨の申出をすることができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その損害を受けた月から翌年の七月までの第三十条の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

(略)

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

(遺族基礎年金の額の加算に係る特例)

第三十九条の三 遺族基礎年金の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する遺族基礎年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に依りて、政令で定める額以下であるものは、遺族基礎年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の当該請求に係る遺族基礎年金の額は、前三条の規定にかかわらず、これら

(略)

の規定に定める額に特例遺族加算額を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 | 前項に規定する特例遺族加算額は、七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4 | 子に支給する遺族基礎年金に係る第二項に規定する特例遺族加算額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその子の数で除して得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

5 | 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

6 | 第二項の規定によりその額が加算された遺族基礎年金は、その受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき（第一号及び第二号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その該当する期間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一 | 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

二 | 少年院その他これに準ずる施設に收容されているとき。

三 | 日本国内に住所を有しないとき。

7 | 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(略)

(削除)

第八十五条第一項中「次に掲げる額」の下に「の合算額」を加え、同項第一号中「及び第三号に掲げる額を除く」を、「第三号及び第四号に掲げる額を除き、同号ロに掲げる額を加えた額とする」に改め、同項第三号中「費用」の下に「(当該給付に要する費用のうち第三十三条の三第二項に規定する特例障害加算額の給付に要する費用を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 当該年度におけるイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額に相当する額

イ 第二十七条の六第二項に規定する特例老齡加算額、第三十三條の三第二項に規定する特例障害加算額及び第三十九條の三第二項に規定する特例遺族加算額の給付に要する費用の総額

ロ 第二十九條の二第一項又は第二十九條の三第二項の規定により支給されなかつた額に相当する額の総額

第八十八条第二項中「は、受給権者」の下に「若しくは受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」を加える。

(削除)

第八十八条の二の次に次の一条を加える。

第八十八条の二の三 市町村は、第二十七条の六第二項、第二十九條の二第一項、第二十九條の三第二項、第三十三條の三第二項又は第三十九條の三第二項の規定による年金給付に関する処分に関し厚生労働大臣から求めがあつたときは、その処分に必要な範囲内において、当該受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(略)

(削除)

(略)

第九十九条の四第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第二十七條の六第一項の規定による請求の受理

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第百九条の四第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第二十九条の三第一項の規定による申出の受理
第百九条の四第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 第三十三条の三第一項の規定による請求の受理
第百九条の四第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 第三十六条の四第一項の規定による申出の受理
第百九条の四第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 第三十九条の三第一項の規定による請求の受理
第百九条の四第一項第三十号の二の次に次の一号を加える。

三十の三 第百八条の二の三の規定による情報の受領
(略)

第百九条の十第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 第二十七条の六第二項の規定による老齢基礎年金の額の改
定に係る事務(第百九条の四第一項第七号の二に掲げる請求の受
理及び当該改定に係る決定を除く。)

八の三 第二十九条の二第一項並びに第二十九条の三第一項及び第
二項の規定による老齢基礎年金の支給の停止に係る事務(第百九
条の四第一項第八号の二に掲げる申出の受理及び当該支給の停止
に係る決定を除く。)

第百九条の十第一項第十号中「事務(」の下に「第百九条の四第一
項第十一号の二に掲げる申出の受理及び」を加える。

第百九条の十第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 第三十三条の三第二項の規定による障害基礎年金の額の
改定に係る事務(第百九条の四第一項第十号の二に掲げる請求の
受理及び当該改定に係る決定を除く。)

第百九条の十第一項第十三号中「第三十九条の二第二項(」の下に

(略)

(削除)

(削除)

(削除)

附則第九条の三第一項中「二十五年」を「十年」に改める。

「第三十九条の三五項及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。
十三の二 第三十九条の三第二項の規定による遺族基礎年金の額の改定に係る事務（第九十九条の四第一項第十二号の二に掲げる請求の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

(略)

附則第九条の二に次の一項を加える。

7 第三項の規定による老齡基礎年金の受給権者に対する第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「附則第九条の二」とする。

附則第九条の二の二に次の一項を加える。

7 第三項の規定による老齡基礎年金の受給権者に対する第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「附則第九条の二の二」とする。

附則第九条の二の五を附則第九条の二の七とし、附則第九条の二の四を附則第九条の二の六とし、附則第九条の二の三中「前条第三項」を「第九条の二の二第三項」に改め、同条を附則第九条の二の五とし、附則第九条の二の二の次に次の二条を加える。

(老齡基礎年金の加算の特例)

第九条の二の三 第二十七条の六の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「老齡基礎年金の受給権者」とあるのは、「老齡基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」とする。

(老齡基礎年金の支給停止の特例)

第九条の二の四 第二十九条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「老齡基礎年金は」とあるのは、「老齡基礎年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）は」とする。

附則第九条の三第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同条第四

(削除)

(削除)

(厚生年金保険法の一部改正)

第三条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

(略)

第十二条に次の一号を加える。

六 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

項中「第九条の二の三」を「第九条の二の五」に、「第九条の二の四」を「第九条の二の六」に改める。

附則第九条の四の四中「次条」を「次条第一項」に改める。

附則第九条の四の五中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する第二十七条の六の規定の適用については、附則第九条の二第七項及び第九条の二の二第七項の規定にかかわらず、第二十七条の六第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十七条」とする。

(厚生年金保険法の一部改正)

第三条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

(略)

第十二条に次の一号を加える。

六 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより第二十二條第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。

二 (略)

第二十条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上

イ・ロ (略)

ハ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより第二十二條第一項の規定の例により算定した額が、七万八千円未満であること。

二 (略)

第二十条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	七八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上

第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上

第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上

第三二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	五一一五、〇〇〇円以上
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上
第二四級	四一〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円未満
第二三級	三八〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円未満
第二二級	三六〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円未満
		三五〇、〇〇〇円未満

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則第八条第一項中「以下この条において」を「以下この条及び附

第三二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	五一一五、〇〇〇円以上
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上
第二四級	四一〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円未満
第二三級	三八〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円未満
		三七〇、〇〇〇円未満
		三五〇、〇〇〇円未満

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則第八条第一項中「附則第三十二条第六項」を「附則第三十二条

則第二十七条において」に、「同条第四項」を「旧国民年金法第五条第四項」に、「同法」を「旧国民年金法」に改め、同条第二項中「国民年金法第十条第一項の規定の適用については、国民年金の被保険者期間とみなし」を削り、「同法第二十六条（同法第三十七条第四号において適用する場合を含む。）」を「国民年金法第二十六条、第三十七条第三号及び第四号」に改め、同条第五項中「国民年金法第十条第一項の規定の適用については国民年金の被保険者期間に」を削り、「同法」を「国民年金法」に改め、「それぞれ」を削り、同条第七項中「国民年金の被保険者期間又は」を削り、同条第八項中「第十条第一項及び」及び「第三十七条第四号、」を削り、「場合を含む。」の下に「、第三十七条第三号及び第四号」を加える。

(削除)

(略)

(削除)

(削除)

第八項」に、「以下この条において」を「以下この条及び附則第二十七条において」に、「同条第四項」を「旧国民年金法第五条第四項」に、「同法」を「旧国民年金法」に改め、同条第二項中「国民年金法第十条第一項の規定の適用については、国民年金の被保険者期間とみなし」を削り、「同法第二十六条（同法第三十七条第四号において適用する場合を含む。）」を「国民年金法第二十六条、第三十七条第三号及び第四号」に改め、同条第五項中「国民年金法第十条第一項の規定の適用については国民年金の被保険者期間に」を削り、「同法」を「国民年金法」に改め、「それぞれ」を削り、同条第七項中「国民年金の被保険者期間又は」を削り、同条第八項中「第十条第一項及び」及び「第三十七条第四号、」を削り、「場合を含む。」の下に「、第三十七条第三号及び第四号」を加える。

附則第八条の二中「第三十二条第六項」を「第三十二条第八項」に改める。

(略)

附則第十三条中「含む。」の下に「及び同法第二十七条の六第二項第二号」を加える。

附則第十四条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、附則第十七条第四項並びに同法附則第九条の二第七項、第九条の二の二第七項及び第九条の四の五第二項の規定にかかわらず、同法第二十七条の六第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条及び第十七条」とする。

附則第十五条第一項第一号中「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号中「附則第十二条第一項各号」を「附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同条第五項中「国民年金法附則第七条第二項」を「国民年金法附則第九条第二項」に改める。

(削除)

附則第十八条第一項第一号中「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号中「附則第十二条第一項各号」を「附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同条第五項中「とする」を「と」、「七十歳に達する日」とあるのは「老齡基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする」に改め、同条第六項中「国民年金法附則第七条第二項」を「国民年金法附則第九条第二項」に改める。

附則第十五条第一項第一号中「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号中「附則第十二条第一項各号」を「附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同条第五項中「国民年金法附則第七条第二項」を「国民年金法附則第九条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項及び第二項の規定による老齡基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十五条」とする。

附則第十七条に次の一項を加える。

4 第一項の規定によりその額が加算された老齡基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十七条」とする。

附則第十八条第一項第一号中「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号中「附則第十二条第一項各号」を「附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同条第五項中「とする」を「と」、「七十歳に達する日」とあるのは「老齡基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする」に改め、同条第六項中「国民年金法附則第七条第二項」を「国民年金法附則第九条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第一項の規定による老齡基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和

(略)

(削除)

(削除)

六十年法律第三十四号) 附則第十八条」とする。

(略)

附則第三十二条第一項中「第十一項まで及び第十三項」を「第十三項まで、第十五項及び第十六項」に改め、同条第二項中「第五項」の下に「から第七項まで」を加え、同条第十三項を第十五項とし、第六項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「及び第三十三条の二」を「から第三十三条の三まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 国民年金法第二十七条の六の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金(旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。)及び通算老齢年金について準用する。この場合において、国民年金法第二十七条の六第二項第一号中「を乗じて得た額」とあるのは、「を乗じて得た額に保険料納付済期間(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 附則第八条第一項の規定により第一号被保険者としての被保険者期間とみなされたものに限る。)の月数と保険料免除期間の月数とを合算した月数を同法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)に規定する通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額」とするほか、必要な技術的読替えその他同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(削除)

(削除)

6 国民年金法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条に次の一項を加える。

16 国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、第五項から第七項までの規定により同法の規定を準用する老齢年金、通算老齢年金及び障害年金に関する処分について準用する。

附則第三十四条第一項第三号中「附則第十七条」を「附則第十七条第一項」に改め、同条第二項中「同項中」を「同項第一号中」に、「次号及び第三号」を「次号、第三号及び第四号イ」に、「四百八十」を「同項第二号イ中「四百八十」に、「読み替えるものとする」を「同項第四号イ中「第二十七条の六第二項」とあるのは「第二十七条の六第二項（昭和六十年改正法附則第三十二条第五項において準用する場合を含む。）」と、「特例老齢加算額」とあるのは「特例老齢加算額、昭和六十年改正法附則第七十八条の四第二項に規定する特例厚生老齢加算額、昭和六十年改正法附則第八十七条の四第二項に規定する特例船保老齢加算額、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十六条の二第二項に規定する特例共済退職加算額、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一〇号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条の二第二項に規定する特例農林退職加算額」と、「第三十三条の三第二項」とあるの

(削除)

は「第三十三条の三第二項（昭和六十年改正法附則第三十二条第七項において準用する場合を含む。）」と、「特例障害加算額」とあるのは「特例障害加算額、昭和六十年改正法附則第七十八条の五第二項に規定する特例厚生障害加算額、昭和六十年改正法附則第八十七条の五第二項に規定する特例船舶障害加算額、平成八年改正法附則第十六条の三第二項に規定する特例共済障害加算額、平成十三年統合法附則第十六条の三第二項に規定する特例農林障害加算額」と、同号口中「第二十九条の三第二項の規定」とあるのは「第二十九条の三第二項の規定（昭和六十年改正法附則第三十二条第六項において準用する場合、昭和六十年改正法附則第七十八条第十三項及び第八十七条第十六項、平成八年改正法附則第十六条第十四項並びに平成十三年統合法附則第十六条第二十一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする」に改める。

附則第三十五条第二項中「相当する給付に要する費用」の下に「昭和六十年国家公務員共済改正法附則第六十四条第五号イに掲げる額、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第二百二十五号イに掲げる額及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六十四条第五号ロに掲げる額、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第二百二十五号ロに掲げる額及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第三号ロに掲げる額を除き、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第六十四条第五号ロに掲げる額、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第二百二十五号ロに掲げる額及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第三号ロに掲げる額を加えた額に相当する費用とする。」を加える。

(略)

(削除)

附則第七十八条第一項中「同法」を「旧厚生年金保険法」に、「第十二項」を「第十二項から第十四項まで」に、「並びに第七十五条」を「第七十五条、第七十八条の四並びに第七十八条の五」に改め、

(削除)

同条第二項中「及び第九項」を「、第九項、第十三項及び第十四項」に改め、「及び第六項」の下に「、第七十八条の四並びに第七十八条の五」を加え、同条に次の二項を加える。

13| 旧厚生年金保険法による老齢年金等（旧厚生年金保険法による老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。））、通算老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び特例老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び附則第七十八条の四において同じ。）のうち、第二項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に規定する額に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14| 国民年金法第八十二条第二項及び第八十二条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金等に関する処分について準用する。

附則第七十八条の三の次に次の二条を加える。

（旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の加算に係る特例）

第七十八条の四| 旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、旧厚生年金保険法による老齢年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2| 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の旧厚生

年金保険法による老齢年金等の額は、附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額の特例厚生老齢加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額に当該旧厚生年金保険法による老齢年金等の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された旧厚生年金保険法による老齢年金等の支給について、国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該老齢年金等に関する処分について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、旧厚生年金保険法による老齢年金等に係る特例厚生老齢加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条の五 旧厚生年金保険法による障害年金（障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属

(略)
(削除)

する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分)の障害年金の額は、附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例厚生障害加算額(七万二千円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)をいう。)を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3| 障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例厚生障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

4| 国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第八十二条第二項及び第八十二条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5| 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6| 前各項に定めるもののほか、旧厚生年金保険法による障害年金に係る特例厚生障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

(略)

附則第八十七条第一項中「同法」を「旧船員保険法」に、「及び第

(削除)

十四項」を、「第十四項、第十六項及び第十七項」に、「附則第五十六條第二項」を「第五十六條第二項」に、「附則第六十九條第二項並びに前條」を「第六十九條第二項、前條、第八十七條の四並びに第八十七條の五」に改め、同條第三項中「及び第十項」を、「第十項、第十六項及び第十七項」に改め、「第八項まで」の下に「並びに第八十七條の四及び第八十七條の五」を加え、同條に次の二項を加える。

16 旧船員保険法による老齡年金等（旧船員保険法による老齡年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、通算老齡年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び特例老齡年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び附則第八十七條の四において同じ。）のうち、第三項の規定により読み替えられた旧船員保険法第三十五條第一号に規定する額に相当する部分については、国民年金法による老齡基礎年金とみなして同法第二十九條の二及び第二十九條の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

17 国民年金法第八條第二項及び第八條の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた旧船員保険法による老齡年金等に関する処分について準用する。
附則第八十七條の三の次に次の二條を加える。

（旧船員保険法による年金たる保険給付の額の加算に係る特例）

第八十七條の四 旧船員保険法による老齡年金等の受給権者が、国民年金法第二十七條の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、旧船員保険法による老齡年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属

する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の旧船員保険法による老齢年金等の額は、附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例船保老齢加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額に当該旧船員保険法による老齢年金等の額の計算の基礎となる船員保険の被保険者期間の月数を通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された旧船員保険法による老齢年金等の支給について、国民年金法第八十八条第二項及び第八十八条の二の三の規定は当該老齢年金等に関する処分について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、旧船員保険法による老齢年金等に係る特例船保老齢加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条の五 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの（障害の程度が旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができ

る。

2| 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例船保障害加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3| 障害の程度が旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例船保障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4| 国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5| 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6| 前各項に定めるもののほか、旧船員保険法による障害年金に係る

(削除)

特例船保障加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。
附則第九十九条の三中「第一号法定受託事務」の下に「(次項において「第一号法定受託事務」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 附則第三十二条第十六項、第七十八条第十四項、第七十八条の四第三項、第七十八条の五第四項、第八十七条第十七項、第八十七条の四第三項及び第八十七条の五第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十

二号)の一部を次のように改正する。

(略)

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第六条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

(削除)

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第六条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで並びに次条並びに附則第十六条の三」に改め、「この項」の下に、「次条第二項及び附則第十六条の三第二項」を加え、同条に次の二項を加える。

21 移行農林退職年金等(移行農林年金のうち退職年金(六十五歳以上の者に支給されるものに限る。)、減額退職年金(六十五歳以上

(削除)

の者に支給されるものに限る。)及び通算退職年金(六十五歳以上の者に支給されるものに限る。)をいう。次項及び次条において同じ。)のうち、第六項の規定により読み替えて適用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十条第一項第一号に規定する額(減額退職年金にあつては同号に規定する額に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十一条第一項に規定する割合を乗じて得た額とし、通算退職年金にあつては第六項の規定により読み替えて適用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十四条第一項第一号に規定する額とする。)に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

22 国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた移行農林退職年金等に関する処分について準用する。

附則第十六条の次に次の三条を加える。

(移行農林退職年金等の額の加算に係る特例)

第十六条の二 移行農林退職年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、移行農林退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分(当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分)の移行農

林退職年金等の額は、前条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定により計算した額に特例農林退職加算額（七万二千円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（次条第二項において「国民年金改定率」という。）を乗じて得た額に旧農林共済組合員期間の月数を昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3| 国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された移行農林退職年金等の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該移行農林退職年金等に関する処分について準用する。

4| 前三項に定めるもののほか、移行農林退職年金等に係る特例農林退職加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六条の三 移行農林年金のうち障害年金（旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級又は二級に該当する者に支給するものに限る。第六項において「移行農林障害年金」という。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2| 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあった日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあった日の属

する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分)の障害年金の額は、附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定により計算した額に特例農林障害加算額(七万二千円に国民年金改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)をいう。)を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3| 旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例農林障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)に相当する額とする。

4| 国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5| 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6| 前各項に定めるもののほか、移行農林障害年金に係る特例農林障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第十六条の四 附則第十六条第二十二項、第十六条の二第三項及び前

(削除)

(略)

第七条 削除

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）の一部を次のように改正する。

(略)

(削除)

(略)

(削除)

条第四項において準用する国民年金法第八十条の二の三の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則第十七条第一項中「前条第一項」を「附則第十六条第一項」に改める。

(略)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）の一部を次のように改正する。

(略)

第八条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）の一部を次のように改正する。

(略)

附則第七条第一項中「附則第三十二条第五項」を「附則第三十二条第七項」に改める。

(略)

附則第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 特定月の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者に支給する老齢基礎年金についての国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項第二号中「保険料四分の一免除期間」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）附則第十条第一項第二号の規定による月数の計算

(略)

附則第十五条の前の見出しを削り、同条及び附則第十六条を次のように改める。

第十五条 削除

(基礎年金の国庫負担に要する費用の財源)

第十六条 特定年度以後の各年度において、附則第十四条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項(附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)の規定により国庫が負担する費用のうち附則第十四条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号)の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

(略)

附則第三十二条の五を次のように改める。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に要する費用の財源)

第三十二条の五 特定年度以後の各年度において、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定により国庫が負担する費用のうち附則第三十二条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

の基礎となる期間に係る保険料四分の一免除期間」と、「第二十七条各号」とあるのは「同法附則第十条第一項各号」とする。

(略)

附則第十五条の前の見出しを削り、同条及び附則第十六条を次のように改める。

第十五条 削除

(基礎年金の国庫負担に要する費用の財源)

第十六条 特定年度以後の各年度において、附則第十四条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項(附則第十四条第二項において適用する場合を含む。)の規定により国庫が負担する費用のうち附則第十四条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

(略)

附則第三十二条の七を次のように改める。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に要する費用の財源)

第三十二条の七 特定年度以後の各年度において、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定により国庫が負担する費用のうち附則第三十二条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

第九条 削除

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

(略)

(削除)

(削除)

(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

(略)

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則第三十一条第一項中「及び附則第六十四条第四号」を「並びに附則第六十四条第四号及び第五号」に改める。

附則第四十条の次に次の二条を加える。

(退職年金等の額の加算に係る特例)

第四十条の二 退職年金等(退職年金(六十五歳以上の者に支給されるものに限る。)、減額退職年金(六十五歳以上の者に支給されるものに限る。))及び通算退職年金(六十五歳以上の者に支給されるものに限る。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分(当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分)の退職年

金等の額は、附則第三十五条若しくは第三十七条又は前条の規定により算定した金額に特例退職共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額に当該退職年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の月数を国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第四項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3| 国民年金法第二十七条の六第三項の規定は、前項の規定によりその額が加算された退職年金等の支給について準用する。

4| 前三項に定めるもののほか、退職年金等に係る特例退職共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職年金等に係る高額所得による支給停止）

第四十条の三 退職年金等のうち、附則第三十五条第一項第一号に規定する金額（減額退職年金にあつては同号に規定する金額に附則第三十七条第一項に規定する割合を乗じて得た金額とし、通算退職年金にあつては附則第四十条第一項第一号に規定する金額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十二条の次に次の一条を加える。

（障害年金の額の加算に係る特例）
第四十二条の二 障害年金（障害の程度が旧共済法別表第三に定める

（削除）

一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。第六項において同じ。)の受給権者であつて、前年の所得(一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。)が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分(当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分)の障害金の額は、前条の規定により算定した金額に特例障害共済加算額(七万二千円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。))をいう。第六項において同じ。)を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3 障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級に該当する者に支給する特例障害共済加算額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める金額の百分の百二十五に相当する金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。))とする。

4 国民年金法第三十三条の三第五項の規定は、第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について準用する。

5 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

(削除)

(削除)

第十三条 削除

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年

6 前各項に定めるもののほか、障害年金に係る特例障害共済加算額の加算に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十八条第一項第一号中「規定」の下に「(附則第四十条の二及び第四十二条の二の規定を除く。)」を加える。

附則第六十四条第四号中「定める費用」の下に「(次号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を超えるときは、当該超える額に相当する額を除く。)」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 当該費用のうち、当該年度におけるイに掲げる額からロに掲げる額(その額がイに掲げる額を超えるときは、当該イに掲げる額を限度とする。)を控除して得た額に相当する費用については、国等が負担する。

イ 附則第四十条の二第二項に規定する特例退職共済加算額及び附則第四十二条の二第二項に規定する特例障害共済加算額の給付に要する費用の額の総額

ロ 附則第四十条の三の規定によりみなして適用する国民年金法第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給を停止された金額の総額

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

(略)

第十四条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年

法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「含む」の下に「。附則第八条の六において同じ」を加える。

附則第八条の六を次のように改める。

(基礎年金拠出金の負担に要する費用の財源)

第八条の六 特定年度以後の各年度において、法第九十九条第三項第二号の規定により負担する費用のうち附則第八条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用(国の負担に係るものに限る。)
(の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号)の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

(略)

(削除)

法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「含む」の下に「。附則第八条の八において同じ」を加える。

附則第八条の八を次のように改める。

(基礎年金拠出金の負担に要する費用の財源)

第八条の八 特定年度以後の各年度において、法第九十九条第三項第二号の規定により負担する費用のうち附則第八条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用(国の負担に係るものに限る。)
(の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則第四十七条の次に次の二条を加える。

(退職年金等の額の加算に係る特例)

第四十七条の二 退職年金等(退職年金(六十五歳以上の者に支給されるものに限る。)、減額退職年金(六十五歳以上の者に支給されるものに限る。))及び通算退職年金(六十五歳以上の者に支給されるものに限る。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)
受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の退職年金等の額は、附則第四十三条、附則第四十五条又は附則第四十六条の規定により算定した金額に特例退職共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額に当該退職年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の月数を国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第四項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3 国民年金法第二十七条の六第三項の規定は、前項の規定によりその額が加算された退職年金等の支給について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、退職年金等に係る特例退職共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職年金等に係る高額所得による支給停止）

第四十七条の三 退職年金等のうち、附則第四十三条第一項第一号に規定する金額（減額退職年金にあつては同号に規定する金額に附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額とし、通算退職年金にあつては附則第四十六条第一項第一号に規定する金額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適

用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十八条の次に次の一条を加える。

(障害年金の額の加算に係る特例)

第四十八条の二 障害年金（障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。第六項において同じ。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2| 前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、前条の規定により算定した金額に特例障害共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第六項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3| 障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級に該当する者に支給する特例障害共済加算額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める金額の百分の百二十五に相当する金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4| 国民年金法第三十三条の三第五項の規定は、第二項の規定により

(削除)

(削除)

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十九条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

その額が加算された障害年金の支給について準用する。

5 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6 前各項に定めるもののほか、障害年金に係る特例障害共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第九十四条第一項第一号中「規定」の下に「(附則第四十七条の二、附則第四十七条の三及び附則第四十八条の二の規定を除く。)」を加える。

附則第二百二十条第四号中「政令で定める費用」の下に「(次号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を超えるときは、当該超える額に相当する額を除く。)」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 当該費用のうち、当該年度におけるイに掲げる額からロに掲げる額(その額がイに掲げる額を超えるときは、当該イに掲げる額を限度とする。)を控除して得た額に相当する費用については、国又は地方公共団体が負担する。

イ 附則第四十七条の二第二項に規定する特例退職共済加算額及び附則第四十八条の二第二項に規定する特例障害共済加算額の給付に要する費用の額の総額

ロ 附則第四十七条の三の規定によりみなして適用する国民年金法第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給を停止された金額の総額

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十九条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

の一部を次のように改正する。

(略)

第二十二條第一項の表を次のように改める。

級	標準給与の等	標準給与の月額	給与月額
第一級	(削除)	八八、〇〇〇円	(削除)
第二級		九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三級		一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第四級		一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第五級		一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第六級		一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第七級		一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第八級		一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第九級		一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第十級		一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満

の一部を次のように改正する。

(略)

第二十二條第一項の表を次のように改める。

級	標準給与の等	標準給与の月額	給与月額
第一級		七八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級		八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第三級		九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第四級		一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第五級		一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第六級		一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第七級		一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第八級		一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第九級		一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第十級		一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第十一級		一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満

第十一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第十二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第十三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第十四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第十五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第十六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第十七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第十八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二十級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二十一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満

第十二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第十三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第十四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第十五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第十六級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第十七級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第十八級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第十九級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第二十級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二十一級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二十四級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満

第二十四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上
第二十五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円未満
第二十六級	四七〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上
第二十七級	五〇〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円未満
第二十八級	五三〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上
第二十九級	五六〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円未満
第三十級	五九〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円未満
		五七五、〇〇〇円以上
		六〇五、〇〇〇円未満
		六〇五、〇〇〇円以上

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十五級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上
第二十六級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円未満
第二十七級	四七〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上
第二十八級	五〇〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円未満
第二十九級	五三〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上
第三十級	五六〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円未満
第三十一級	五九〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上
第三十二級	六二〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円未満
		五七五、〇〇〇円以上
		六〇五、〇〇〇円未満
		六〇五、〇〇〇円以上

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

(略)

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

(略)

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の五を次のように改める。

(基礎年金拠出金に対する国の補助に要する費用の財源)

第二条の五 特定年度以後の各年度において、新共済法第三十五条第一項の規定により国が補助する費用のうち附則第二条の二前段の規定の例により算定した金額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号)の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十四条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

(削除)

(削除)

(略)

(削除)

第二十三条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の七を次のように改める。

(基礎年金拠出金に対する国の補助に要する費用の財源)

第二条の七 特定年度以後の各年度において、新共済法第三十五条第一項の規定により国が補助する費用のうち附則第二条の二前段の規定の例により算定した金額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十四条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第二条に次の一号を加える。

八 補完的給付等に該当する加算 福祉的目的のため経過的又は補完的に、かつ、専ら又は主として国庫を財源として支給される国民年金法その他の法令による給付に加算する額に相当する部分であつて、同法第二十七条の六の規定その他の政令で定める規定によるものをいう。

(略)

第六章第二節第二款中第十七条の次に次の一条を加える。

(補完的給付等に該当する加算の制限)

第十七条の二 第十一条から第十三条まで、第十九条及び第二十条の規定により支給する老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の額は、国民年金法第二十七条の六、第三十三条の三及び第三十九条の三の規定にかかわらず、補完的給付等に該当する加算がないものとして計算した額とする。

(略)

附則第六条中「及び附則第八条」を、「附則第八条及び第二十九条の二」に改める。

附則第二十九条の次に次の一条を加える。

(旧国民年金法等による補完的給付等に該当する加算の制限)

第二十九条の二 附則第六条、第七条、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条の規定により支給する旧国民年金法による通算老齢年金その他の政令で定める給付の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第五項その他の政令で定める規定にかかわらず、補完的給付等に該当する加算がないものとして計算した額とする。

(健康保険法の一部改正)

第二十五条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働

(健康保険法の一部改正)

第二十五条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働

者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの
イ・ロ（略）

ハ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。

ニ（略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

二 削除

三 第一条中国民年金法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、

第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二

者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの
イ・ロ（略）

ハ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、七万八千円未満であること。

ニ（略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条、第十三条及び第二十二条の規定並びに附則第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

二 第九条の規定 この法律の公布の日又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の公布の日のいずれか遅い日

三 第一条中国民年金法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、

第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二

条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第七十四条の改正規定、第八条中国国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十條第一項及び第十三條第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五條の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六條の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二條の五の改正規定、第十條中国国家公務員共済組合法第九十一條の改正規定、第十二條中国国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九條の改正規定、第十四條の規定、第十五條中地方公務員等共済組合法第九十九條の四の改正規定、第十七條中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第三十條の改正規定、第十八條の規定、第二十三條の規定並びに第二十四條中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第二十條第一項（同項第四号に係る部分を除く。）の改正規定並びに附則第三條（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八條の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日

四（略）

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに

条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第七十四条の改正規定、第八条中国国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十條第一項及び第十三條第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五條の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六條の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二條の七の改正規定、第十條中国国家公務員共済組合法第九十一條の改正規定、第十二條中国国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九條の改正規定、第十四條の規定、第十五條中地方公務員等共済組合法第九十九條の四の改正規定、第十七條中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第三十條の改正規定、第十八條の規定、第二十三條の規定並びに第二十四條中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第二十條第一項（同項第四号に係る部分を除く。）の改正規定並びに附則第三條（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八條の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行の日

四（略）

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに

同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条中私立学校教職員共済法第十四条第一項並びに第二十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十五条中健康保険法第三条及び第四十一条第一項の改正規定、同法附則第五条の二の見出しを削り、同条の前面に見出しを付する改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第四十五条、第四十六条、第四十八条の二、第四十八条の三、第五十一条から第五十六条まで、第五十九条及び第六十条の規定 平成二十八年十月一日

(検討等)

第二条 (略)

2 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるもの

同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条中私立学校教職員共済法第十四条第一項並びに第二十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十五条中健康保険法第三条及び第四十一条第一項の改正規定、同法附則第五条の二の見出しを削り、同条の前面に見出しを付する改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第四十五条、第四十六条、第五十一条から第五十三条まで及び第五十九条の規定 平成二十八年四月一日

(検討等)

第二条 (略)

2 政府は、平成三十一年三月三十一日までの間に短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲を更に拡大するための法制上の措置を講ずる。

(新設)

とする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

第二条の三 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

第二条の四 国民年金の第一号被保険者に対する出産前六週間及び出産後八週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。

(国の負担等に係る費用の財源)

第三条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一・二 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(新設)

(新設)

(国の負担等に係る費用の財源)

第三条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一・二 (略)

三 第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項の規定により読み替えられた国民年金法第八十五条第一項第四号に掲げる額に相当する費用

四 第十二条の規定による改正後の昭和六十年国共済改正法附則第六十四条第五号に掲げる額に相当する費用のうち国の負担に係るもの
五 第二十一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第六条第一項第三号に掲げる額に相当する費用

(老齢基礎年金等の老齢給付の支給の停止に関する経過措置)

第十五条 削除

第十五条 第二条の規定による改正後の国民年金法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定（他の法令において引用し、又は準用する場合を含む。）は、施行日の属する月以後の月分として支給される老齢基礎年金等の老齢給付（老齢基礎年金（第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第十三項及び第八十七条第十六項、第五条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条並びに第六条の規定による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第二十一項の規定により老齢基礎年金とみなされたものを含む。）並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法附則第九条の三の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同月前の月分として支給される老齢基礎年金等の老齢給付については、なお従前の例による。

（退職年金等の支給の停止に関する経過措置）

第三十六条 第十二条の規定による改正後の昭和六十年国共済改正法附則第四十条の三の規定は、施行日の属する月以後の月分として支給される退職年金等（第十二条の規定による改正後の昭和六十年国共済改正法附則第四十条の二第一項に規定する退職年金等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同月前の月分として支給される退職年金等については、なお従前の例による。

第三十六条 削除

第四十一条 削除

（健康保険の産前産後休業期間中の被保険者の特例に関する経過措置）

第四十八条 （略）

（被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金の額の算定の特例に伴う経過措置）

第四十八条の二 平成二十八年度における第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えられた第二十五条の規定による改正後の健康保険法第百五十三条第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定の適用がないものとして第二十五条の規定による改正後の健康保険法第百五十三条第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第四十八条の三 平成二十八年度における第二十五条の規定による改正後の健康保険法第百五十三条第二項の規定により補助する額は、同項

（退職年金等の支給の停止に関する経過措置）

第四十一条 第十七条の規定による改正後の昭和六十年地共済改正法附則第四十七条の三の規定は、施行日の属する月以後の月分として支給される退職年金等（第十七条の規定による改正後の昭和六十年地共済改正法附則第四十七条の二第一項に規定する退職年金等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同月前の月分として支給される退職年金等については、なお従前の例による。

（健康保険の産前産後休業期間中の被保険者の特例に関する経過措置）

第四十八条 （略）

（新設）

（新設）

の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定の適用がないものとして第二十五条の規定による改正後の健康保険法第五十三条第二項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 平成二十七年以前年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

第五十一条の二 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算前期高齢者交付金の額は、第二十七条の規定による改正後の高齢者医療確保法（以下「改正後高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十四条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 平成二十七年以前年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

(新設)

第五十一条の三 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定前期高齢者交付金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十三条の七第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十五条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(新設)

第五十一条の四 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法附則第十三条の八の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十八条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(新設)

第五十一条の五 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法附則第十三条の九の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十九条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(新設)

第五十一条の六 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の五第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第二百十条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(新設)

第五十一条の七 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第二百一条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(新設)

第五十一条の八 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十八年度における各保険者に係る高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金(次項において「前期高齢者交付金等」という。)の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならぬ。

(新設)

2 改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第二百二十四条において準用する同項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 (略)

第五十二条の二 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二十八条の規定による改正後の介護保険法(以下「改正後介護保険法」という。)附則第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後介護保険法第五十二条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十二条の三 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、改正後介護保険法附則第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後介護保険法第五十三条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十二条の四 社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十八年度における各医療保険者に係る介護保険法の規定による納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2 改正後介護保険法第五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条 平成二十七年以前年度の被用者保険等保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法（以下「平成十八年介護保険法」という。）の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第五十四条 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る平成十八年介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二十九条の規定による改正後の平成十八年介護保険法（以下「改正後平成十八年介護保険法」という。）附則第九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後平成十八年介護保険法第五十二条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条 平成二十七年以前年度の被用者保険等保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正）

第五十四条 船員保険法の一部を次のように改正する。

附則第五条第九項及び第十項中「附則第三十二条第十項」を「附則第三十二条第十三項」に改める。

第五十五条 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る平成十八年介護保険法の規定による確定納付金の額は、改正後平成十八年介護保険法附則第十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後平成十八年介護保険法第五十三条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十六条 社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成十八年度における各医療保険者に係る平成十八年介護保険法の規定による納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2 改正後平成十八年介護保険法第五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第五十五条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第五十九条第六項及び第六十条第七項中「附則第三十二条第一項」を「附則第三十二条第十三項」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第五十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）の項中「並びに第二百五条第一項及び第四項」を、「第二百五条第一項及び第四項並びに第八十条の二の三」に改め、同表国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の項を次のように改める。

（表略）

別表第一海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の項の次に次のように加える。

（表略）

別表第一農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十四号）の項の次に次のように加える。

（表略）

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第五十八条 削除

第五十八条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十五項中「附則第三十二条第十一項」を「附則第三十二条第十三項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第六十条 平成二十八年年度における附則第五十九条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この条において「改正後国保法」という。）

附則第二十一条の三の規定により読み替えられた改正後国保法附則第二十一条第五項に規定する調整対象基準額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正後国保法附則第二十一条の三の規定の適用がないものとして改正後国保法第二十一条第五項の規定を適用するものとする。ただし、同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第六十条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の三第四項及び第六条第四項中「附則第三十二条第十一項」を「附則第三十二条第十三項」に改める。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第六十条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項に規定する調整対象基準額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正後国保法附則第二十一条の三の規定の適用がないものとして改正後国保法第二十一条第五項の規定を適用するものとする。ただし、同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第六十三条 削除

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十三条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条第五項中「第九条の二の三」を「第九条の二の五」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六十七条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の

第六十七条から第六十九条まで 削除

一号を加える。

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第四号に掲げる額

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十八条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、施行日の属する年度の予算から適用し、当該年度の前年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第六十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三十六の項、四十九の項、八十五の項、九十二の項及び百二の項中「又は住民票関係情報」を、「住民票関係情報又は介護保険給付関係情報」に改める。

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第七十条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業」を「若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第七十条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業」を「若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の

二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二條第十一項に規定する産前産後休業」に、「又は休業」を「若しくは休業又は当該産前産後休業」に改める。

の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二條第十一項に規定する産前産後休業」に、「又は休業」を「若しくは休業又は当該産前産後休業」に改める。